

見 積 結 果

件 名 令和8～令和13年度 岩沼市放課後児童クラブICTシステムサービス提供等業務

税抜 単位：(円)

番号	会 社 名	第1回		第2回		第3回		備 考
		順位	金 額	順位	金 額	順位	金 額	
1	株式会社コドモン		¥6,240,000					決定
2								
3								
4								
5								

1. 見積日時 令和 8年 7月 2日 午前11時40分
2. 見積徴取場所 研修室A（本庁6階）
3. 予定価格 6,240,000 円（税抜き）

契 約 内 容

1. 借入場所 岩沼市 相の原一丁目 外 地内
2. 業務種別 賃貸借
3. 概 要 本業務は、岩沼市放課後児童クラブの利用者の利便性及び児童の安全性を向上させるとともに、学童保育の質の向上を図ることを目的とし、ICTシステムサービスの提供等を受けるもの。

① システムの機能要件（アプリケーション機能、入退室管理機能、保護者連絡機能、一斉連絡機能、写真撮影・管理・販売、IPアドレス制限）

② 各種操作マニュアルの提供

③ システム運用及び保守の実施（運用時間通年24時間、ヘルプデスクの設置、セキュリティ対策、障害対応、システム保守）
4. 賃貸借期間 令和 8 年 8 月 1 日 から
令和 13 年 7 月 31 日 まで
5. 契約金額 6,864,000 円（税込み）
6. 契約先 株式会社コドモン
7. 契約先住所 東京都 品川区 西五反田八丁目4番13号 五反田JPビルディング10階
8. 指名理由 本業務は、岩沼市放課後児童クラブの利用者の利便性及び児童の安全性を向上させるとともに、職員の業務負担の軽減や単純作業の省力化を図り、学童保育に専念できる環境を構築し、学童保育の質の向上を図ることを目的としている。
これまで、学童保育向けICTサービス「コドモン」を2年間試行的に導入してきた中で、「自動お知らせ配信付きの欠席連絡機能」が全施設で毎回使用されており、保護者と職員への満足度調査においても当機能を含め約9割の満足度という評価であったことを踏まえ、当機能を必須なものとして本業務の機能要件としており、現時点では当機能を備えているシステムは内申業者が開発した「コドモン」のみであり、当該システムは同者との直接契約以外に利用することができないものである。
以上のことから、根拠法令により、1者の見積りによる随意契約とする。
9. 契約方法 随意契約

発注担当課：健康福祉部 子ども福祉課

見 積 結 果

件 名 令和 8 年度 岩沼市健康診査準備業務（下期分）

税抜 単位：（円）

番号	会 社 名	第 1 回		第 2 回		第 3 回		備 考
		順位	金 額	順位	金 額	順位	金 額	
1	福味商事株式会社		¥6,280,000					決定
2								
3								
4								
5								

1. 見積日時 令和 8 年 7 月 2 日 午前11時45分
2. 見積徴取場所 研修室 A（本庁 6 階）
3. 予定価格 6,284,400 円（税抜き）

契 約 内 容

1. 履行場所 岩沼市 桜一丁目 外 地内
2. 業務種別 業務委託
3. 業務概要 健康管理システムを使用し、令和 8 年度下期に実施する各種健康診査の準備作業を行うもの。
①対象者データの作成
②意向調査票の印刷及び封入封緘
③意向調査の回答入力及びデータ取込
4. 履行期間 令和 8 年 7 月 9 日 から
令和 9 年 3 月 31 日 まで
5. 契約金額 6,908,000 円（税込み）
6. 契約先 福味商事株式会社
7. 契約先住所 福島県 本宮市 本宮字舘町 1 6 1 番地 2
8. 指名理由 本業務は、健康管理システムを使用し、本市が実施する各種健診の対象者データの作成及び次年度の健診実施に係る意向調査のとりまとめ等を行うものである。
内申業者は当該システムを開発及び構築した者であり、同者以外では責任区分が不明確になり、又は障害発生時の原因究明、障害対応等の対処が困難になるなど、適正な履行が確保できないおそれがある。
以上のことから、根拠法令により、1 者の見積りによる随意契約とする。
9. 契約方法 随意契約

発注担当課：健康福祉部 健康増進課

見 積 結 果 （ 不 調 ）

件 名 令和 8 年度 戸籍附票システムにおける標準準拠システム実装等業務

税抜 単位：（円）

番号	会 社 名	第 1 回		第 2 回		第 3 回		備 考
		順位	金 額	順位	金 額	順位	金 額	
1	富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 東北支店		失格					見積書未提出
2								
3								
4								
5								

1. 見積日時 令和 8年 7月 2日 午前11時50分
2. 見積徴取場所 研修室 A （本庁 6 階）

契 約 内 容

1. 履行場所

岩沼市桜一丁目 6 番 2 0 号 地内 外
2. 業務種別

業務委託
3. 業務概要

本市で導入している戸籍附票システムについて、標準準拠システム移行後の経過措置とした機能の実装等に係る作業を行うものである。
4. 履行期間

令和 年 月 日 から
令和 9 年 3 月 31 日 まで
5. 指名理由

本市で導入している戸籍附票システムは、地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、令和 7 年度に標準準拠システムに移行している。
基本方針には、現行システムから標準仕様に対応したシステムへの移行を完了させることを前提に、一部の機能については、移行後の実装等を可能にする経過措置を設けることが記載されており、本業務は、標準準拠システム移行後の経過措置とした機能の実装等に係る作業を行うものである。
内申業者は、本市で導入している戸籍附票システムを開発・構築した者であり、同者以外では責任区分が不明確になり、又は障害発生時の原因究明、障害対応等の対処が困難になるなど、適正な履行が確保できないおそれがある。
以上のことから、根拠法令により、1 者の見積りによる随意契約とする。
6. 契約方法

随意契約

発注担当課：市民経済部 市民・税務課